

相 談 事 例

ID : 05-01-006

相談タイトル

固定資産税の軽減措置について

Q : ご相談内容

固定資産税の軽減措置について教えてください。

A : 回答

固定資産税の税額軽減特例について、まず土地について200㎡以下の部分は課税標準を1/6にする特例があり、都市計画税の課税標準は1/3となります。200平方メートルを超え、住宅の床面積の10倍までの部分は一般住宅用地と呼ばれ、固定資産税の課税標準は1/3、都市計画税の課税標準は2/3となります。また建物については、居住部分の床面積のうち120平方メートル以下の部分で、相当する部分の税額が2分の1となります。減額される期間は、一般の住宅については新築後3年度分、マンション（3階建以上の中高層耐火住宅等）については新築後5年度分となります。